

健康保険制度について

徳島県内の公立学校等に勤務する教職員は、任用期間が短い場合や勤務時間数が少ない場合を除き、公立学校共済組合徳島支部に加入し、組合員となります。退職や任期満了となった場合は、組合員の資格を喪失するため、その翌日から何らかの健康保険制度に加入する必要があります。

加入できる健康保険制度は、退職・任期満了後に再就職する場合、雇用主や雇用形態によって決まります。また、再就職しない場合は、御家族や御自身の収入状況等によって変わります。（公立学校共済組合徳島支部の任意継続組合員制度へ加入、国民健康保険へ加入、家族の加入している健康保険制度の被扶養者として加入等）

別紙1「退職後の健康保険制度加入の流れ」を参考にしてください。

退職後の健康保険制度

退職・任期満了後に加入する健康保険の流れについては以下の（1）から（6）のとおりです。

（1）常勤職員として採用される任用形態（臨時的任用職員を除く）

任用形態例：正規職員、再任用職員（フルタイム）、任期付任用職員等

① 前年度の任用と職員番号も任用形態も変わらないため、組合員番号の変更がない場合

健康保険制度の加入先	公立学校共済組合徳島支部
マイナ保険証の取扱い	そのまま継続して使用できます。
資格確認書の取扱い	交付している資格確認書をそのまま継続して使用できます。
被扶養者の取扱い	被扶養者については原則、認定が継続します。※

※ 扶養手当の受給が終了する場合など、普通認定の認定要件を満たさなくなり、特別認定として継続認定を希望される場合は、手続きが必要になります。

② 前年度の任用と職員番号や任用形態が変わるため、組合員番号や組合員種別が変更となる場合

健康保険制度の加入先	公立学校共済組合徳島支部
マイナ保険証の取扱い	組合員資格取得届兼転入届出書の提出が必要です。再就職先の所属所で手続きを行ってください。手続き完了後、新しい資格情報のお知らせおよび資格確認書（マイナ保険証未登録者のみ）を送付します。
資格確認書の取扱い	
被扶養者の取扱い	職員番号や任用形態が変更になる場合、再度、被扶養者認定申告書の提出が必要になります。

(2) 非常勤職員又は臨時的任用職員として採用され、短期組合員の加入要件を満たす任用形態

任用形態例：臨時的任用職員、再任用短時間職員、任期付任用職員（短時間）、会計年度任用職員等

① 前年度の任用と職員番号も任用形態も変わらないため、組合員番号の変更がない場合

健康保険制度の加入先	公立学校共済組合徳島支部
マイナ保険証の取扱い	そのまま継続して使用できます。
資格確認書の取扱い	交付している資格確認書をそのまま継続して使用できます。
被扶養者の取扱い	被扶養者については原則、認定が継続します。※

※ 扶養手当の受給が終了する場合など、普通認定の認定要件を満たさなくなり、特別認定として継続認定される場合は、手続きが必要になります。

② 前年度の任用と職員番号や任用形態が変わるため、組合員番号や組合員種別が変更となる場合

健康保険制度の加入先	公立学校共済組合徳島支部
マイナ保険証の取扱い	組合員資格取得届兼転入届出書の提出が必要です。再就職先の所属所で手続きを行ってください。手続き完了後新しい資格情報のお知らせ及び資格確認書（マイナ保険証未登録者のみ）を送付します。
資格確認書の取扱い	職員番号や任用形態が変更になる場合、再度、被扶養者認定申告書の提出が必要になります。
被扶養者の取扱い	職員番号や任用形態が変更になる場合、再度、被扶養者認定申告書の提出が必要になります。

(3) 健康保険制度が適用される地方公共団体や民間企業等に再就職する

健康保険制度の加入先	再就職先の健康保険制度 (健康保険制度適用の有無については、再就職先へ御確認ください。適用がある場合は、再就職先の健康保険制度の適用が優先されるため、公立学校共済組合徳島支部の任意継続組合員制度への加入はできません。)
マイナ保険証の取扱い	再就職先で手続きをしてください。
資格確認書の取扱い	退職時に所属所または共済組合まで返却してください。
被扶養者の取扱い	再就職先で手続きをしてください。

(4) 非常勤職員として採用されるが、短期組合員の加入要件を満たさない

(5) 健康保険制度の適用のない地方公共団体や民間企業等に再就職する

（適用はあるが、雇用条件によって加入要件を満たさない場合を含む）

(6) 再就職をしない

これらに該当する方は、次の①から③より選択してください。

ただし、①および③については加入要件があります。

① 公立学校共済組合徳島支部の任意継続組合員制度に加入 (詳細はP 4をご覧ください)

健康保険制度の加入先	公立学校共済組合徳島支部 (健康保険のみ適用)
マイナ保険証の取扱い	「任意継続組合員申出書」の提出が必要です。提出かつ掛金納付完了後、新しい資格情報のお知らせおよび資格確認書（マイナ保険証未登録者のみ）を交付します。現職時に交付されていた資格確認書については、所属所または共済組合まで返却してください。
資格確認書の取扱い	
被扶養者の取扱い	認定種別が変わらない場合は原則、引き続いて扶養認定を行うことができます。任意継続組合員申出書にて、継続認定が必要な者の氏名を記入して、申し出てください。※

※ 記入のない場合は、認定取消の扱いとなります。

※ 認定種別が変わる場合（扶養手当受給終了に伴う認定）は、新規認定手続きが必要となります。

② 国民健康保険に加入 (詳細は居住地の市町村役場へ御確認ください。)

健康保険制度の加入先	居住地の市町村の国民健康保険
マイナ保険証の取扱い	居住地の市町村の国民健康保険にて手続きを行ってください。※
資格確認書の取扱い	居住地の市町村の国民健康保険にて手続きを行ってください。※ また、現職時に交付されていた資格確認書については、所属所または共済組合まで返却してください。
被扶養者の取扱い	扶養制度はないため、各個人が被保険者として加入します。

※ 市町村役場への手続きの際に、資格喪失証明書が必要な場合があります。証明書発行希望者は「共済組合資格証明依頼書」を共済組合へ提出してください。

③ 家族が加入する健康保険制度に被扶養者として加入

健康保険制度の加入先	家族が加入する健康保険制度
マイナ保険証の取扱い	家族の勤務先に確認して手続きを行ってください。※
資格確認書の取扱い	家族の勤務先に確認して手続きを行ってください。※ また、現職時に交付されていた資格確認書については、所属所または共済組合まで返却してください。
被扶養者の取扱い	家族の勤務先に確認して手続きを行ってください。

※ 手続きの際に、資格喪失証明書が必要な場合があります。証明書発行希望者は「共済組合資格証明依頼書」を共済組合へ提出してください。

任意継続組合員制度

退職および任期満了後に選択できる健康保険制度のひとつとして、公立学校共済組合徳島支部の任意継続組合員制度があります。加入要件を満たす場合、最長2年間加入することが可能です。

(1) 制度概要

加入資格	退職日まで引き続き1年と1日以上組合員であった者で、期日までに「任意継続組合員申出書」（以下「申出書」という。）の提出と掛金の納入をした者。
加入手続き	退職日から起算して、20日以内に申出書の提出と掛金の納入が必要です。
加入期間	退職日の翌日から最長2年間（掛金については、年度毎に納入。）
掛金	退職時の標準報酬月額（短期）または平均標準報酬月額を算定の基礎とします。 掛金額については、別紙2「令和8年度任意継続掛金早見表」を参照の上、試算してください。 なお、掛金の振込方法については、「前納払い（納付書）」「前納払い（口座振替）」「各月払い（納付書）」「各月払い（口座振替）」の4種類の方法があります。

(2) 任意継続組合員資格取得の流れ

任意継続組合員申出書に必要事項を記入して退職（予定）時の所属所に提出してください。
※申出書に所属所の受付印が必要になります。



所属所を経由して、下記期間内に届くように共済組合まで申出書を送付してください。
申出受理後、以下の書類を自宅へ送付します。

- ・掛金決定通知書
- ・掛金納付書
- ・手続き期限について
- ・口座振替申込QRコード（口座振替を希望される方のみ）

なお、申出書提出時期によっては、納付期日や掛金額（前納払い選択時）に違いが出てきますので、御留意ください。

	共済組合受付時期※1	納付書等の配付	掛金納付期日	任意継続組合員の資格付与
①	（早期提出期間） 令和8年 2月 1日 ～ 令和8年 2月 28日	3月上旬頃	令和8年3月19日	令和7年4月1日頃
②	令和8年 3月 1日 ～ 令和8年 3月 19日	3月中旬以降順次	令和8年3月31日	納付確認後順次（2～5日程度）
③	令和8年 3月 20日 ～ 令和8年 4月 18日	3月下旬以降順次 ※2	令和8年4月19日	納付確認後順次（2～5日程度）

※1 それぞれの提出期限は共済組合必着の期限になります。

※2 他の納付期限の納付書と割引率が変わります。(前納払いのみ)

なお、納付書等が届かない場合は必ず共済組合徳島支部まで連絡してください。

資格付与後、順次「資格情報のお知らせ」、「資格確認書（マイナ保険証未登録者のみ）」を自宅へ送付します。

(3) 申出の取り下げ

① 申出書を提出済み・掛金は未納入である場合

共済組合徳島支部まで取り下げる旨、連絡してください。退職日の翌日付で資格を喪失します。

なお、資格喪失の証明が必要な方は「共済組合資格証明依頼書」を提出してください。

② 申出書を提出済み・掛金納入済みである場合

共済組合徳島支部まで連絡してください。取消、掛金返還に必要な書類を送付いたします。

(4) 任意継続組合員の資格喪失

任意継続組合員が次のいずれかに該当することとなった時は、その翌日（④に該当することとなった時はその日）からその資格を喪失することとなります。

① 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。

② 死亡したとき

③ 任意継続掛金をその払込期日までに払い込まなかったとき

④ 健康保険等の資格を取得したとき

⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき※

※ 国民健康保険に加入する、家族が加入している健康保険制度の被扶養者になる等が該当します。

上記①から⑤に該当した場合は、共済組合徳島支部まで連絡してください。喪失に必要な申請書を送付します。（申請書については、徳島支部のHPからダウンロードできます。）

(5) 任意継続組合員の被扶養者について

① 現職時から引き続いて被扶養者認定を希望する場合

一般・短期組員であった時から被扶養者として認定している者※を引き続いて認定する

場合は、申出書の「継続して扶養する必要がある被扶養者氏名」欄に氏名および続柄を記入してください。記入がない場合は、継続して被扶養者として認定できません。

※ 扶養手当の受給終了等で、認定種別が変更になる場合は新規認定が必要になります。

② 任意継続組合員資格取得時または資格取得後に被扶養者認定を希望する場合

・被扶養者認定申告書および個人番号記入用紙

・扶養の申立書

・戸籍謄本

・事実発生がわかる書類（資格喪失証明書、離職票等）

・認定希望者の所得を証明するもの（所得証明書等）他

要件によっては、追加書類が必要になる場合や認定ができない場合もあります。

詳細については、配付している「教職員福利厚生のしおり」P33以降を、また、認定基準等については、「教職員福利厚生のしおり」P22以降を参照してください。

(6) 給付等の範囲

任意継続組合員およびその被扶養者が病気や負傷等で組合員が被る経済的負担を補てんまたは軽減するため、公立学校共済組合では次のような給付を行っています。

給付事由	給付の種類	給付要件	給付額	給付手続
病氣・負傷	療養の給付 家族療養の給付	医療機関でマイナ保険証等を使用し、診療を受けたとき	保険診療費用の7割 ※小学校就学前は8割 ※高齢受給者（70歳以上75歳未満）は所得に応じた割合	自動給付 (請求書の提出不要)
	入院時食事療養費 家族入院時食事療養費	療養の給付と併せて、食事の提供を受けたとき	一食につき、実費額から460円を控除した額	
	訪問看護師療養費 家族訪問看護療養費	指定訪問看護事業者から訪問看護を受けたとき	訪問看護の療養に要した費用に、療養の給付と同様の率をかけた額	
	高額療養費	同一月に同一の医療機関または薬局等での自己負担額が右記の額を超えたとき	自己負担額から、次の算出式で得られた額を控除した額 ・退職時の標準報酬月額が28万円以上 ・退職時の標準報酬月額が28万円未満	
	一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	同一月に同一の医療機関または薬局での自己負担額が1件につき25,000円を超えたとき	自己負担額から25,000円を控除し、100円未満を切り捨てた額	請求書提出必要 (一部自動給付)
	療養費 家族療養費	①やむを得ない事情によりマイナ保険証等を使用しないで診療を受けたとき ②医師が治療上必要と認めた次のもの ・小児弱視等治療用眼鏡、コレセット等の治療用装具の購入 ・生血の購入 ・柔道整復師の施術を受けたとき （自動給付） ・あん摩、マッサージ、はり、きゅうの施術を受けたとき （自動給付）	規定により算出した額の7割 ※小学校就学前は8割 ※高齢受給者（70歳以上75歳未満）は所得に応じた割合	
	移家送移送費	医師の指示により療養の給付を受けるため、病院または診療所に移送された場合において公立学校共済組合が必要と認めたとき	実際に移送した費用の範囲内の額 ※単なる通常の療養のための通院等は支給対象外。	

給付事由	給付の種類	給付要件	給付額	給付手続
出産	出産費 家族出産費	組合員または被扶養者が出産（流産、死産含む）したとき	500,000円 (産科医療保障制度対象外の分娩の場合は、488,000円)	請求書提出
	出産費附加金 家族出産費附加金	出産費または家族出産費を支給するとき	50,000円	
死亡	埋葬料 家族埋葬料	組合員または被扶養者が死亡したとき	50,000円 ※組合員の被扶養者でない遺族（実埋葬者）が請求する場合、実際に埋葬に要した額を支給（上限50,000円）	請求書提出
	埋葬料附加金 家族埋葬料附加金	埋葬料または家族埋葬料を支給するとき	25,000円 ※組合員の被扶養者でない遺族（実埋葬者）が請求する場合、埋葬に要した額が50,000円を超えるときその超過分を支給（上限25,000円）	
災害	弔慰金 家族弔慰金	組合員または、被扶養者が水震、火災その他の非常災害により死亡したとき	組合員の死亡（弔慰金） ・標準報酬月額×1月分 被扶養者の死亡（家族弔慰金） ・標準報酬月額×0.7月分	
	災害見舞金	組合員または被扶養者が水震、火災その他の非常災害により住居または家財に3分の1以上の損害を受けたとき	標準報酬月額×0.5～3月分 ※災害の程度による	

国民健康保険制度

退職して、任継続組合員を希望しない者で、再就職しないまたは家族が加入している健康保険制度の被扶養者にならない場合は、当該市町村の国民健康保険に必ず加入しなければなりません。

（1）国民健康保険料

任意継続組合員は退職時の標準報酬月額（または、平均標準報酬月額）により掛金を算出していますが、国民健康保険は居住地の市町村において前年度収入をもとに算出されています。
(当該世帯の前年度総所得額等を算定の基礎とし、所得割、資産割、均等割、平均割の組み合わせによる合算額とされています。)

詳しくは、居住地の市町村役場へお問い合わせください。

（2）手続き

居住地の市町村役場にて手続きをしてください。

※資格喪失証明書が必要な場合は、「共済組合資格証明依頼書」を提出してください。

資格確認書等の返却

組合員の資格を喪失すると、現在使用しているマイナ保険証、資格確認書、限度額適用認定証、高齢受給者証等は退職・任期満了の日の翌日以降使用することができませんので、マイナ保険証以外の交付されている証については、退職・任期満了時に速やかに共済組合まで返却してください。退職・任期満了後に任意継続組合員制度へ加入する方についても同様です。

返却方法は、所属所を通じてまたは直接、共済組合まで返却していただいて構いません。

(ただし、退職・任期満了後、別に任用されることにより組合員の資格が継続し、かつ組合員番号が変わらない場合は返却の必要はありません。)

資格喪失証明書の交付

退職・任期満了後に組合員が国民健康保険に加入する場合や、家族が加入している健康保険に被扶養者として加入する手続きにおいて、公立学校共済組合の資格を喪失した日の確認のため「共済組合資格喪失証明書」が必要となる場合があります。

必要な場合は、「共済組合資格証明依頼書」に必要事項を記入のうえ、以下の期日までに共済組合まで提出してください。なお、「資格喪失証明書」については、資格喪失後の送付になるため、事前に提出いただいたとしても、資格喪失前に発行することはできません。次年度の4月1日以降に「共済組合資格証明依頼書」に記載されている住所へ送付いたします。

提出期限：令和8年3月19日

※ 上記期限を過ぎて提出された場合は、証明書の送付が4月第2週以降となる場合があります。

国民年金の取扱い

退職・任期満了後の国民年金の手続きは（1）、（2）のとおりとなります。

特に、組合員の被扶養者となっていた20歳以上60歳未満の配偶者については、組合員が再就職して厚生年金の被保険者となる場合と、再就職しない場合（再就職するが厚生年金の被保険者とならない場合）で手続き方法が異なりますので注意してください。

なお、退職・任期満了後の健康保険制度として、公立学校共済組合徳島支部の任意継続組合員に加入される方は（2）に該当します。任意継続組合員制度は健康保険制度のみを継続する制度であり、厚生年金被保険者資格は継続されません。

また、任意継続組合員の被扶養配偶者においても、国民年金第3号被保険者にはなりません。したがって、任意継続組合員と被扶養配偶者が20歳以上60歳未満である場合、組合員の退職・任期満了の日の翌日から国民年金上の取扱いが第3号被保険者から第1号被保険者となるため、居住地の市区町村役場にて加入および国民年金保険料の納付手続きが必要になります。

必要書類や手続きの詳細については、居住地の市区町村役場へ御確認ください。

(参考：国民年金の被保険者の区分)

- ・第1号被保険者：20歳以上60歳未満の自営業・学生など（第2号、第3号被保険者でないこと）
- ・第2号被保険者：厚生年金保険の被保険者である者（原則70歳未満の者）
- ・第3号被保険者：第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

※ 公立学校共済組合員は第2号被保険者に該当します。

（1）組合員であった者が再就職し、厚生年金保険の被保険者となる場合

対象者 (年齢は再就職時点)	国民年金上の取扱い	手続き
組合員であった者 (70歳未満) ※1	第2号被保険者となります。	再就職先で手続きを行ってください。
被扶養配偶者 (60歳未満) ※2	第3号被保険者となります。	再就職先で国民年金第3号被保険者の届出を行ってください。

※1 組合員であった者が再就職した時点で70歳以上の場合は、原則として国民年金の被保険者とならず、また、その被扶養配偶者は60歳未満であっても第3号被保険者ではなく第1号被保険者となり、手続き先も居住の市区町村役場となります。

※2 被扶養配偶者が60歳以上の場合は、原則として国民年金の被保険者なりません。

（2）組合員であった者が再就職しない場合（再就職するが厚生年金保険の被保険者とならない場合）

対象者 (年齢は退職等の翌日時点)	国民年金上の取扱い	手続き
組合員であった者	60歳以上	第2号被保険者でなくなります。 (国民年金の被保険者でなくなります。)
	60歳未満	第1号被保険者となります。 居住地の市区町村役場で、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きを行ってください。
配偶者 (60歳未満) ※	第1号被保険者となります。	居住地の市区町村役場で、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きを行ってください。

※ 配偶者が60歳以上の場合は、原則として国民年金の被保険者なりません。

退職後の健康保険制度に関するQ&A

Q 1 退職後、再就職予定ですが、健康保険制度への加入はどうなりますか。

- A 再就職される場合は、原則再就職先の健康保険制度に加入することになりますので、再就職先に健康保険制度の適用の可否について確認してください。
再就職先で健康保険制度に加入できない場合は、
- ① 共済組合の任意継続組合員制度への加入
 - ② 国民健康保険への加入
 - ③ 家族が加入している健康保険制度の被扶養者として加入
- のいずれかを選択して健康保険制度へ加入することになります。

Q 2 退職後に資格確認書を使用して医療機関を受診しました。その後の手続きについて教えてください。

- A 組合員の退職に伴い、共済組合の組合員資格を喪失しますと、任意継続組合員制度または別の健康保険に加入する必要があります。
共済組合の組合員資格喪失後に資格確認書等を利用した医療費については、共済組合から後日請求させていただきます。その医療費は、退職後に加入した保険者へ請求することができますので、手続き等は次の保険者にお問い合わせください。

Q 3 任意継続組合員制度と国民健康保険への加入はどちらがよいですか？

- A 必ずしもどちらが良いとはいえないで、保険給付の内容や掛金額などを比較して御自身でどちらに加入するかを決めてください。
なお、参考までに、保険料掛金額の算定方法について、国民健康保険料の掛金額は、前年の所得に応じて計算されています。
一方、公立学校共済組合の任意継続組合員の掛金は、その年の収入の有無に関係なく退職時の標準報酬月額を元に計算されるため、掛金額は1年目と2年目ではほぼ同じ金額になります。
また、国民健康保険の保険料は、被扶養者という概念がなく、被扶養者とされる者に対しても保険料が算定され、人数が増えると保険料も増えますが、公立学校共済組合の任意継続組合員の掛金については、被扶養者の人数に関係なく同じ金額となります。

Q 4 共済組合資格喪失証明書が早めにほしいのですが、発行してもらえますか。

A 共済組合資格喪失証明書については、退職日以前に交付することができません。提出期限までに提出いただいた方については、例年、4月1日に自宅へ届くように送付しております。

Q 5 任意継続組合員の掛金額は何をもとに計算されますか。

A 退職・任期満了時の標準報酬月額（短期）と全国の組合員の平均標準報酬月額（短期）のいずれか低いほうをもとに、掛金率を乗じて計算されます。平均標準報酬月額（短期）と掛金率は年度毎に変更されることがあります。

Q 6 任意継続組合員の掛金額が現職時の掛金額より高いのはなぜですか。

A 現職中は掛金を事業主と労働者で折半していましたが、退職後に加入する任意継続組合員は全額自己負担となります。

Q 7 任意継続組合員の資格を取得していますが、夏から常勤講師として働くことになりました。講師の任期が終わった後、再度任意継続組合員になることはできますか。

A 講師としての組合員期間が1年と1日以上あれば可能です。常勤講師になった時点で新しく組合員資格を取得するため、退職時に申込みをした任意継続組合員の資格は喪失します。
新たに取得した組合員機関が1年と1日以上あれば、その組合員資格に対する任意継続組合員制度へ申し込むことができます。
ただし、3ヶ月、6ヶ月のような短期間の任用の場合で、通算して1年と1日以上の組合員期間がない任用の場合は、講師の任用が終わった後に、任意継続組合員制度へ申し込むことはできません。